

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「特別支援教育係」を「支援教育係」に改める。

第4条の表総務部の部学事課の項第1号中「及び就園」を削り、同表中

「

職員部

」

を

「

職員部

（1）県費負担教職員の給与等の負担の移管に関すること。

（2）市立小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制の基準並びに県費負担教職員の定数に係る権限の移譲に関すること。

」

に、同表学校教育部の部指導課の項第6号中「特別支援教育」を「支援教育（特別支援教育を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

制 定 理 由

特別支援教育係の名称を変更すること及び教育委員会事務局に県費教職員移
管準備担当を設置すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																																								
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条、第2条 略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">総務部</td> <td style="width: 15%;">庶務課</td> <td style="width: 75%;">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学事課</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">職員部</td> <td style="width: 15%;">教職員課</td> <td style="width: 75%;">人事第1係 人事第2係</td> </tr> <tr> <td>勤労課</td> <td>制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">学校教育部</td> <td style="width: 15%;">健康教育課</td> <td style="width: 75%;">学校保健・体育係 給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導事務係 支援教育係</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">中学校給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">生涯学習部</td> <td style="width: 15%;">生涯学習推進課</td> <td style="width: 75%;">企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td></td> </tr> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権・共生教育に関すること。 (2) 教育改革の推進に関すること。 <p>庶務課</p> <p>(略)</p>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課		学事課		教育環境整備推進室			職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係	学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係	指導課	指導事務係 支援教育係	中学校給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課		<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条、第2条 略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">総務部</td> <td style="width: 15%;">庶務課</td> <td style="width: 75%;">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学事課</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">職員部</td> <td style="width: 15%;">教職員課</td> <td style="width: 75%;">人事第1係 人事第2係</td> </tr> <tr> <td>勤労課</td> <td>制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">学校教育部</td> <td style="width: 15%;">健康教育課</td> <td style="width: 75%;">学校保健・体育係 給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導事務係 特別支援教育係</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">中学校給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">生涯学習部</td> <td style="width: 15%;">生涯学習推進課</td> <td style="width: 75%;">企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td></td> </tr> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権・共生教育に関すること。 (2) 教育改革の推進に関すること。 <p>庶務課</p> <p>(略)</p>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課		学事課		教育環境整備推進室			職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係	学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係	指導課	指導事務係 特別支援教育係	中学校給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課	
総務部		庶務課	庶務係 経理係																																																						
		企画課																																																							
	学事課																																																								
教育環境整備推進室																																																									
職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係																																																							
	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係																																																							
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係																																																							
	指導課	指導事務係 支援教育係																																																							
中学校給食推進室																																																									
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係																																																							
	文化財課																																																								
総務部	庶務課	庶務係 経理係																																																							
	企画課																																																								
	学事課																																																								
教育環境整備推進室																																																									
職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係																																																							
	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係																																																							
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係																																																							
	指導課	指導事務係 特別支援教育係																																																							
中学校給食推進室																																																									
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係																																																							
	文化財課																																																								

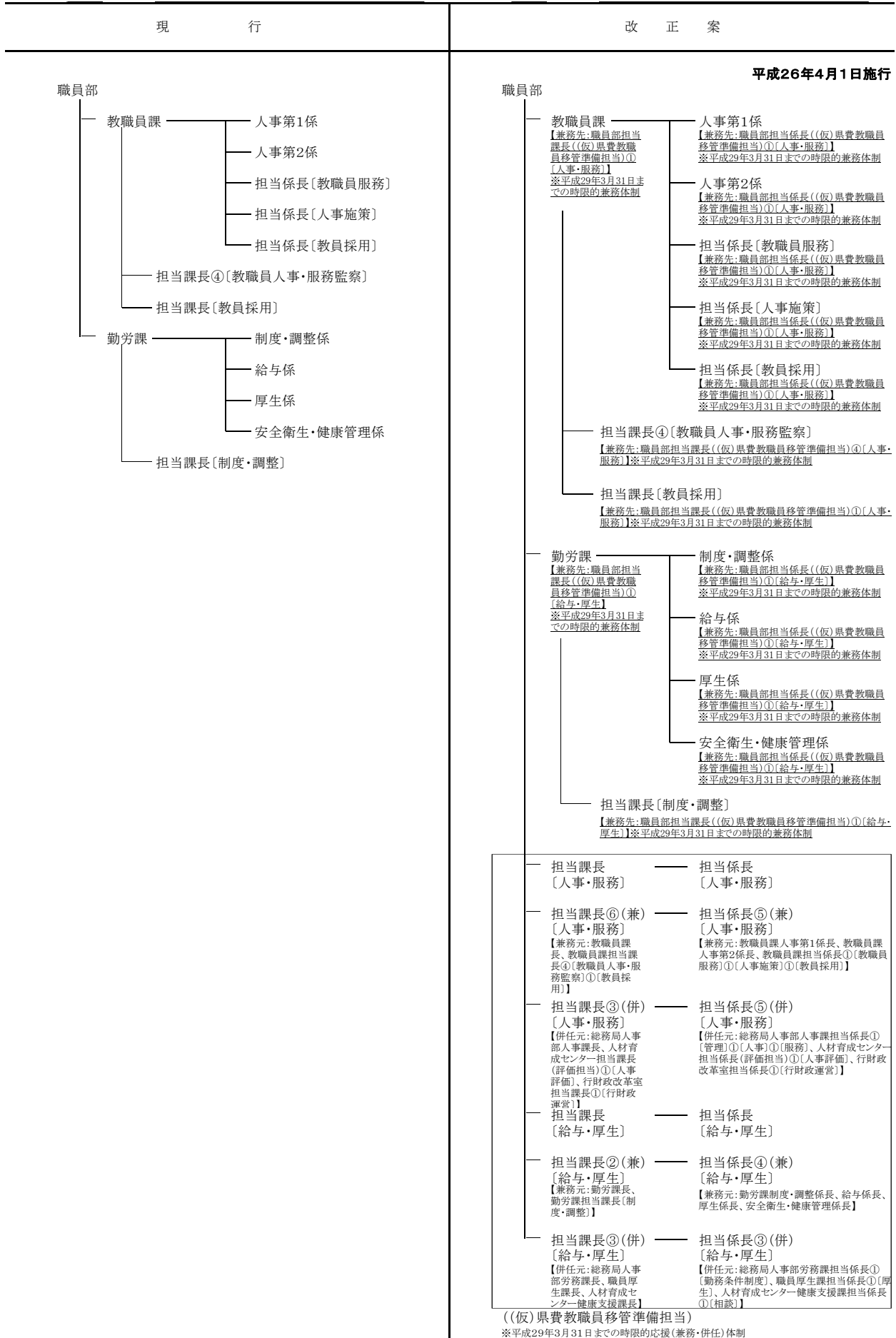
改正後	改正前
<p>企画課 (略)</p> <p>学事課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童等の就学に関する事。 (2) 児童等の就学奨励に関する事。 (3) 奨学金に関する事。 (4) 学校用物品の調達に関する事。 (5) 学校用物品の寄附受納に関する事。 (6) 学校財務事務の指導に関する事。 <p>教育環境整備推進室 (略)</p> <p>職員部</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 県費負担教職員の給与等の負担の移管に関する事。</u> <u>(2) 市立小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制基準並びに県費負担教職員の定数に係る権限の移譲に関する事。</u> <p>教職員課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。 (2) 教職員の定数配置に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教職員に係る争訟に関する事。 (5) 教職員の選考に関する事。 (6) 教育職員免許に関する事。 <p>勤労課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員団体等に関する事。 (2) 職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 (3) 職員等の給与の支給に関する事。 (4) 職員等の被服貸与に関する事。 	<p>企画課 (略)</p> <p>学事課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童等の就学及び就園に関する事。 (2) 児童等の就学奨励に関する事。 (3) 奨学金に関する事。 (4) 学校用物品の調達に関する事。 (5) 学校用物品の寄附受納に関する事。 (6) 学校財務事務の指導に関する事。 <p>教育環境整備推進室 (略)</p> <p>職員部 (新設)</p> <p>教職員課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関する事。 (2) 教職員の定数配置に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教職員に係る争訟に関する事。 (5) 教職員の選考に関する事。 (6) 教育職員免許に関する事。 <p>勤労課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員団体等に関する事。 (2) 職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 (3) 職員等の給与の支給に関する事。 (4) 職員等の被服貸与に関する事。

改正後	改正前
<p>(5) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関する事。</p> <p>(6) 公立学校共済組合との連絡調整に関する事。</p> <p>(7) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関する事。</p> <p>(8) 職員等の旅費の認定に関する事。</p> <p>(9) 職員等の福利厚生に関する事。</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関する事。</p> <p>健康教育課</p> <p>(略)</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関する事。</p> <p>(2) 学校の運営に関する事。</p> <p>(3) 学校の教育課程の編成に関する事。</p> <p>(4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関する事。</p> <p>(5) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関する事。</p> <p>(6) <u>支援教育（特別支援教育を含む。）</u>に関する事。</p> <p>(7) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。</p> <p>(8) 総合教育センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>中学校給食推進室</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>(略)</p> <p>(第5条以下 略)</p>	<p>(5) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関する事。</p> <p>(6) 公立学校共済組合との連絡調整に関する事。</p> <p>(7) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関する事。</p> <p>(8) 職員等の旅費の認定に関する事。</p> <p>(9) 職員等の福利厚生に関する事。</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関する事。</p> <p>健康教育課</p> <p>(略)</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関する事。</p> <p>(2) 学校の運営に関する事。</p> <p>(3) 学校の教育課程の編成に関する事。</p> <p>(4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関する事。</p> <p>(5) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関する事。</p> <p>(6) <u>特別支援教育</u>に関する事。</p> <p>(7) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。</p> <p>(8) 総合教育センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>中学校給食推進室</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>(略)</p> <p>(第5条以下 略)</p>

現 行	改 正 案
<p>教育環境整備推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当課長 [施設マネジメント] <ul style="list-style-type: none"> 担当係長〔管理〕 担当係長〔環境整備〕 担当係長〔土木・用地〕 担当係長〔建設・保全調整〕 担当課長 [計画推進] <ul style="list-style-type: none"> 担当係長〔計画・財源対策〕 担当係長〔施設整備〕 担当課長 [学校整備プロジェクト推進] <ul style="list-style-type: none"> 担当係長〔学校整備〕 ※平成26年3月31日までの時限的応援体制 担当係長〔中高一貫校整備〕 ※平成26年3月31日までの時限的応援体制 	<p style="text-align: right;">平成26年4月1日施行</p> <p>教育環境整備推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当課長 [施設マネジメント] <ul style="list-style-type: none"> 担当係長〔管理〕 担当係長〔環境整備〕 担当係長〔土木・用地〕 担当係長〔建設・保全調整〕 担当課長 [計画推進] <ul style="list-style-type: none"> 担当係長〔計画・財源対策〕 担当係長〔長期保全対策〕 担当係長〔施設整備〕 担当課長 [学校整備プロジェクト推進] <ul style="list-style-type: none"> 担当係長〔学校整備〕 ※平成27年3月31日までの時限的応援体制 担当係長〔中高一貫校整備〕 ※平成27年3月31日までの時限的応援体制

平成26年度 主な教育委員会組織整備について

【参考資料】



現 行	改 正 案
<p>指導課 【併任先:市民・子ども局 子ども本部子育て施策部 子ども企画課担当課長①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導事務係 特別支援教育係 → 廃止 担当課長(特別支援教育調整担当) → 廃止 	<p style="text-align: right;">平成26年4月1日施行</p> <p>指導課 【兼務先:生涯学習部 生涯学習推進課担当課長① 【寺子屋事業推進】 ※平成27年3月31日までの時限的兼務体制】</p> <p>【併任先:市民・子ども局 子ども本部子育て施策部 子ども企画課担当課長①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導事務係 支援教育係 担当課長(支援教育企画・調整) 担当課長(支援学校) 担当課長(小中高等学校支援教育)
<p>学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当課長⑦ (区教育担当) 【併任先:区役所子ども支援室担当課長⑦】 	<p>学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当課長⑦ (区・教育担当) 【兼務先:生涯学習部生涯学習推進課担当課長⑦【寺子屋事業推進】 ※平成27年3月31日までの時限的兼務体制 【併任先:区役所子ども支援室担当課長⑦】
<p>中学校給食推進室</p> <p>※平成28年3月31日までの時限的応援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当課長 [計画・事業推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当係長 [計画・事業推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当課長 [食育推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当課長(兼) [調整] 【兼務元:学校教育部健康教育課担当課長① ※平成28年3月31日までの時限的兼務体制】 担当係長②(兼) [調整] 【兼務元:学校教育部健康教育課給食係長】 【兼務元:学校教育部健康教育課担当係長① 【学校給食】】 ※平成28年3月31日までの時限的兼務体制 	<p>中学校給食推進室</p> <p>※平成28年3月31日までの時限的応援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当課長 [計画・事業推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当係長 [計画・事業推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当課長 [食育推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当係長 [食育推進] ※平成28年3月31日までの時限的応援体制 担当課長(兼) [調整] 【兼務元:学校教育部健康教育課担当課長① 【調査・企画】】 ※平成28年3月31日までの時限的兼務体制 担当係長②(兼) [調整] 【兼務元:学校教育部健康教育課給食係長】 【兼務元:学校教育部健康教育課担当係長① 【学校給食】】 ※平成28年3月31日までの時限的兼務体制
<p>生涯学習推進課</p> <p>【併任先:市民・子ども局 子ども本部子ども施策部 子ども企画課担当課長①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画係 振興係 担当係長 [地域教育] 	<p>生涯学習推進課</p> <p>【併任先:市民・子ども局 子ども本部子ども施策部 子ども企画課担当課長①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画係 振興係 担当係長 [地域教育・寺子屋事業推進] 担当課長(兼)⑨【寺子屋事業推進】 【兼務元:学校教育部指導課長】 【兼務元:学校教育部担当課長(区・教育担当)⑦】 【兼務元:総合教育センターカリキュラムセンター室長】 ※平成27年3月31日までの時限的兼務体制
<p>総合教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムセンター 	<p>総合教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムセンター 【兼務先:生涯学習部生涯学習推進課担当課長①【寺子屋事業推進】 ※平成27年3月31日までの時限的兼務体制】